

地名散歩

第117回 市場の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

「都道府県魅力度ランキング」が毎年発表されるたびにメディアは必ず取り上げ、なぜか最下位となった県の担当者がコメントを求められる(都・道・府はたいいていベストテン圏内)。その「魅力度」なるものを判断するのがどんな人たちが知らないが、「住みたい街ランキング」と同様にきわめてナンセンスだとつねづね思っている。

その魅力度ランキングで令和2年(2020)、栃木県が「まさかの最下位」となって県内に衝撃が走った。東照大権現(徳川家康)を祀った国際観光地・日光を擁するのを知っての所業か!と実に腹立たしかったに違いない。しかし日光の市役所が平成の大合併以来、旧今市市(日光市今市本町)に置かれていることはイマイチ知られていない。合併前の今市市の人口は旧日光市の倍以上に及んでおり、地理的

に見ても交通の要衝である今市に日光市役所を置くのは他の合併町村にとっても合理的だ。いずれにせよ「名を捨てて実を取る判断」なのだろう。

交通の要衝といえば、そもそも今市の町が発生したのも、ひとえにその場所柄である。市場というのは、たとえば山と平地の産物が交換される谷口や川の合流点、街道の分岐点など各方面への交通が便利な場所に発生することが多い。今市は「新しい市場」を意味し、『角川日本地名大辞典』には「東照宮鎮座以前に久治良・野口・瀬尾・鉢石・瀬川・所野の6か村持回りで行われていた六斎市が日光街道成立に伴って当地に定着したことにより、新たにできた市場の意味から今市と称するようになった」という説が紹介されている。

いわば普通名詞に近い地名だから、今市の



今市は東から日光街道、南から例幣使街道、北から会津西街道が集まる交通の要衝に誕生した市場町。現在では一帯すべてが日光市となった。1:200,000「日光」昭和37年修正



吉野川に沿って並ぶ市場町の上市(上流側)と下市は、材木取引などにより古くから発展した。鉄道は大阪電気軌道(現近鉄)吉野線。1:200,000「和歌山」昭和7年部分修正

地名は全国に点在している。このうち島根県の今市には現出雲市の中心市街があり、山陰本線の駅名も当初は出雲今市^{いまいち}で、昭和32年(1957)に出雲市^{しんいち}駅に改称された。新しい市場は今市の他に「新市」と名乗る例も各地にある。大字レベルでは兵庫県以西に限られるが、広島県福山市の新市は慶長の頃には近くに古市、向市の地名もあったという。JR福塩線には新市駅もある。

その反対が文字通りの古市だ。こちらも全国にいくつもあり、中には大阪市城東区・旭区の今市と古市、奈良市の今市町と古市町など数キロ程度の範囲で新旧ペアが存在することもある。大阪府羽曳野市の古市^{はびきのこうや}は古代より東西を結ぶ竹之内街道と南北の東高野街道が交差するやはり交通の要衝に発生した物々交換市に由来するという。近代以降も、まずは東高野街道に沿って河陽鉄道(後の大阪鉄道現近鉄道明寺線・長野線に相当)の柏原^{かしわら}～河内長野間、後に竹之内街道に沿う路線(現近鉄南大阪線)も敷設されており、古市駅と道明寺駅が両者の交差点である。

市場の地名としては、以前に「数にまつわる地名」として四日市、五日市、八日市などを取り上げたこともあるが、この種の地名は非常に多い。市が開催される日付に由来するもので、四日市なら毎月4日、14日、24日の「4の日」に3回市が立つ。このような形態を「三斎市」と呼んだ。商業の発達に伴ってその名のまま月6回の「六斎市」に移行した場合もあるが、律儀に「二日五日市村」(現東京都品川区南品川の一部)など愚直に名乗るケースも。新潟県南魚沼市の現役地名である四十日^{しとしか}は、4の日と10の日に市場が開かれたことによる短縮形だ。この大字は平成16年(2004)までは市場関連地名である南魚沼郡六日町の大字

だったから、六日町大字四十日という「市場づくし」であった。ついでに同類の三重県四日市市市場町は市の字が3つ連続する。

市の前に地理的な条件を冠したものとしては、たとえば上市と下市のペアも多い。奈良県吉野^{かみいち しもいち}の上市と下市は吉野川の上流・下流の関係で、近鉄吉野線には大和上市(吉野郡吉野町大字上市)と下市口(下市町の対岸)の2駅があるし、鳥取県大山町^{だいせん}にも上市と下市のペアが存在する(山陰本線に下市駅)のは、山陰道に沿って並んでいるので、上下は都への遠近であろう。「うわいち」と読む地名には茨城県水戸市の旧城下町に同じ上市・下市のペアがあり、こちらは上市が台地上、下市が低地で、まさに地形の上下関係である。

石川県金沢市の西郊に位置する野々市^{ののいち}市はかつて野市と表記されたこともある歴史的地名で、シンプルに「野の市が開かれた」ことにちなむようだ。野市と書いて「ののいち」と読まれていたのが、江戸期に表記が野々市^{こうなん}に変わっている。「の」が入らないのが高知県香南市役所のある野市^{のいち}(最寄り土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線のいち駅)で、江戸初期に土佐藩家老だった野中兼山による開拓促進策で市場が開かれ、荒野に町並みが形成された。類似のものとしては埼玉県上尾市^{あげお はらいち}の原市で、文字通り台地上に開かれた市場町である。

珍しいものとしては台湾の屋台村を連想する夜市という地名。山口県周南市にあるが、読みは「やじ」と難読だ。ただし市場由来というわけではなく、江戸期までは矢地村と表記していたのを、地を失う一失地に表記が似ているため忌避したという。鐵の新字が戦後に「鉄」と定められて「カネを失う」のを嫌った話を思い浮かべるが、そんなわけで夜市は「市場地名」ではない。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 779
2021 December



表紙写真

「真っ赤に染める」

第36回写真コンクール銅賞(自由部門)
楠原 良則●岡山会

瀬戸内海の夕日を、瀬戸大橋と一緒に撮影しました。香川県坂出市で撮影しましたが、毎年、10月の中旬に西の空が真っ赤に染まる時期で、赤く染まる風景を切り取りました。瀬戸内の秋の風景をご覧ください。

地名散歩 今尾 恵介

03 令和3年を振り返って

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 柳澤 尚幸

05 令和3年度 第1回全国会長会議

11 国立国会図書館 調査と情報—ISSUE BRIEF— No.1135 (2021.2.4)

電子契約・電子署名の概要と課題Ⅳ

国立国会図書館 調査及び立法考査局 経済産業課 鈴木 絢子

14 ADR民間紛争解決手続代理関係業務 法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！

17 続 !! 愛しき我が会、我が地元 Vol.94 富山会／佐賀会

19 日調連ウェブサイト更新情報

20 令和4年度 明海大学不動産学部総合型選抜(企業推薦)のご案内

21 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

23 会務日誌

26 土地家屋調査士賠償責任保険

27 ∞ 全国土地家屋調査士政治連盟 ∞ 全調政連は調査士の明るい未来を築きます

28 調査士カルテ Map 通信 「利用方法は多種多様」～今後実装されそうなもの杯～

29 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム 調査士カルテ Map

30 「思考回路の変遷と、意思疎通の感激」 日本土地家屋調査士会連合会 顧問 西本 孔昭(土地家屋調査士)

32 土地家屋調査士名簿の登録関係

33 令和3年 秋の叙勲・黄綬褒章

34 ちょうさし俳壇

35 編集後記



令和3年を振り返って

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 柳澤 尚幸

会員の皆様におかれましては、日頃より連合会の会務運営へのご理解ご支援、事業執行へのご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年においては4月に「民法・不動産登記法の一部改正」、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」など、私たち土地家屋調査士業務にも大きく影響を与える法改正が行われました。5月には「土地基本方針」の変更が閣議決定され、6月には「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」が所有者不明土地等対策のための関係閣僚会議から発出されました。連合会にあっては、6月から全国で統一された「業務取扱要領」の運用が始まりました。社会的には新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が繰り返し発出され、社会経済の停滞が深刻さを増し暗い影を落とす中、夏には一年の延期を経て東京オリンピック・パラリンピックが開催されアスリートたちの活躍が希望と感動を与えてくれました。土地家屋調査士の今後に大きく影響するであろう法律や制度の改正が目白押しの一年でありましたが、ここで改めて順を追って振り返ってみたいと思います。

・「民法等の一部を改正する法律」

(民法等一部改正法 令和3年法律第24号)

・「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」

(相続土地国庫帰属法 令和3年法律第25号)

平成31年3月から令和3年2月にかけて26回にわたり開催された法制審議会を経て、二つの法律が令和3年4月21日に成立しました。これらの法律には、社会問題化している所有者不明土地の発生予防と、すでに発生してしまった所有者不明土地の利用の円滑化という二つの目的があります。発生予防の面からは、不動産登記法の見直しによる相続や住所変更登記の義務化、相続土地国庫帰属法により土地を手放すため

の制度などが設けられました。所有者不明土地の利用の円滑化のためには、新たな管理制度として、所有者不明土地管理制度等が設けられました。この所有者不明土地管理制度においては、第204回国会閣法第55号附帯決議、民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。(一部抜粋)」との決議がされました。私たち土地家屋調査士が、所有者不明土地等の問題解決に資する専門職者と評価いただいたと考えてところです。

改正民法においては相隣関係、財産管理制度、共有、相続(遺産分割)などが見直されました。なかでも、私たち土地家屋調査士が注視するものとしては、相隣関係の見直しにおける隣地使用権・改正民法第209条第1項2において、「境界標の調査又は境界に関する測量」が明確化されたことでしょうか。ただし、「3 第一項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。」との規定があることも確認しておく必要があります。

改正不動産登記法においては、相続登記、住所変更登記等の義務化がされました。義務化に伴って、相続人が申請義務を簡易に履行することができる相続人申告登記制度も設けられました。また、改正不動産登記法第73条の2第1項第2号には「外国に居住する所有権の登記名義人の国内連絡先の登記」の

制度も設けられました。

新しい制度について、国民生活の安定と向上を使命とする土地家屋調査士が、正しく国民の皆様に伝え、制度が円滑に実施され、所有者不明土地問題の解決に資することもまた大切な使命であると思うところです。境界立会いなどを通じて、不動産所有者と会うことが多い土地家屋調査士の特性を活かし、関係機関、団体と協力して進めてまいりたいと考えております。

5月には、変更となった「土地基本方針」¹が閣議決定されました。同方針は、令和2年3月に改正された「土地基本法第21条」に基づく基本方針を示すものですが、今般の民法・不動産登記法の改正を受け、所有者不明土地・建物の管理制度の創設などの財産管理制度の見直しや、相隣関係規定の見直しなどが盛り込まれました。また、隣地が所有者不明土地で隣地所有者との立会いができない場合には、法務局の調査に基づき分筆登記等を可能とする仕組みの導入を図ることなどが加えられ、現在法務省と日調連との間で協議が進んでいます。「第五 土地に関する施策の総合的な推進を図るために必要な事項」²には「5. デジタル社会の実現に向けた取組」として、所有者不明土地の所有者探索等のための各不動産の共通番号(ID)のルール整備や官民が所有する様々な不動産関係データの連携、不動産登記情報の最新化のため、住基ネットなどを活用し登記官が職権により住所情報・死亡情報等を更新・表示することができる制度を整備すること、不動産登記情報と固定資産課税台帳の連携における不動産番号の活用等による土地に関する情報連携の高度化等、更なる情報

連携の推進など、いわゆるDX（デジタルトランスフォーメーション）への取組が追加されました。

連合会においては、これらの新しい制度についてコンテンツなどを通して、会員の皆様に分かりやすく情報をお伝えしたいと考えております。

6月には、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」³が決定されました。3月の民法・不動産登記法の改正を反映し、円滑な施行を図るための工程表⁴が示されました。所有者不明土地に対する施策や制度整備の今後のスケジュール感を確認いただければと、参考に添付いたしました。

6月1日には、業務取扱要領の運用が開始されました。本業務取扱要領により、全国の土地家屋調査士が統一された規定に基づき業務を行う体制が構築されました。現在、連合会では取扱要領に基づく業務マニュアルを整備しており、一日も早く会員の皆様のお手元へ届けられるよう、進めております。

令和3年はコロナ禍に始まり、ワクチン接種、新しい生活様式の浸透、押印制度の廃止など私たちの業務環境も様変わりの一年であったと思います。令和4年が、皆様にとってよりよい一年となりますよう、ご祈念申し上げ結びといたします。

¹土地基本方針 令和3年5月28日閣議決定

²土地基本方針 第五 土地に関する施策の総合的な推進を図るために必要な事項 p13

³所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針
令和3年6月28日 所有者不明土地等対策のための関係閣僚会議

⁴所有者不明土地等問題 対策推進の工程表

参考資料 所有者不明土地等問題 対策推進の工程表



出所 内閣官房 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shoyushafumei/dai8/kettei2.pdf>



令和3年度 第1回全国会長会議



はじめに

令和3年10月18日(月)から翌日正午まで、東京ドームホテル「オーロラ」又は日本土地家屋調査士会連合会電子会議室において、令和3年度第1回全国会長会議が開催された。

会議が開催された東京では18日、新型コロナウイルス感染症の新たな感染者は29人と今年最少となったものの、予断を許さない状況から、同感染症の対策として、各土地家屋調査士会の会長については、34会の会長が会場での出席となり、14会の会長が電子会議での出席となった。日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)側の出席は、会長、副会長、常任理事が会場での出席、他の理事は電子会議での出席となった。

開会の言葉の前に、司会の高倉理事から、本会議における新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための説明がされた。

1 日目

1 開会の言葉

鈴木泰介副会長から開会の挨拶がされた。



2 日本土地家屋調査士会連合会会長挨拶

岡田会長から、各土地家屋調査士会会長に向けての挨拶があった。

本年も、新型コロナウイルス感染症による各土地家屋調査士会における会務運営の苦労を推察している。連合会においては、新執行体制になり4か月がたった。連合会が制度の中枢を担い、全国の多様性をうかがい、各土地家屋調査士会を下支えできるよう尽力する。また、前執行部が立ち上げた事業を基礎とし、それをブラッシュアップしていきたい。本日と明日、感染症対策をしっかりと行いながら、土地家屋調査士の未来を考え、各土地家屋調査士会会長の皆様と有意義な意見交換ができることを望んで挨拶を終えた。



3 座長選出

九州ブロック協議会から福岡会の日野会長が選出された。



4 連合会長 会務報告総括・施政方針

岡田会長から、各部等に指示をした内容が次のとおり伝えられた。基本方針は、全国の会長と共にこ

の土地家屋調査士制度の未来を切り開くこととし、停滞混乱しないように次世代につなげていき、全国の多様な声を聴き、意識を共有していきたいとの説明があった。

(各部への主な指示)

制度対策本部

- ・地図作成及び所有者不明土地問題への取組
- ・法務省及び政治連盟との連携
- ・危機管理、機動力のある組織作り
- ・感染症対策及びアフターコロナへの対応
- ・法改正への対応

総務部

- ・緊急時における総会の開催方法の整備
- ・法人会員の規則整備

財務部

- ・リモート活用の財務シミュレーション

業務部

- ・業務取扱要領とリンクしたマニュアル作成

研修部

- ・新人研修
- ・年次研修の実施と検証

広報部

- ・相続登記の義務化に向けた動きを、土地家屋調査士として正しく国民に伝える広報活動の実施。それに関連して表示登記の義務を丁寧に発信
- ・土地家屋調査士受験者増加に向けた取組

社会事業部

- ・地図予算の拡大
- ・管理不全土地の協議
- ・ADR、ODRの活用

研究所

- ・研究所をシンクタンク的な組織へ
- ・役員改選に影響されない組織作り

詳細は、次の「5 各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明」において各担当部から説明が行われた。

5 各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明

連合会が現在取り組んでいる各部等事業の実施状況と、今後の取組に関する説明が行われた。各部等の説明後、各土地家屋調査士会会長から質疑を受け

る形で会議が進んだ。

なお、紙面の関係から、次の各部等の報告及び説明事項は、主要な項目のみを記載する。

●制度対策本部関係(柳澤副会長)

制度対策本部は、連合会長を本部長(本部長代理は、制度対策本部担当副会長)、副本部長を副会長とし、各常任理事が本部員となり、対応する事案により土地家屋調査士会員や外部有識者から別途本部員として選任することとしているが、今期は、制度対策本部担当副会長を常勤としたことに加え、新設として担当の理事が就き、他の部との連携をより円滑かつ密に行える態勢を整え、緊急課題へもきめ細かく、また迅速な対応ができるよう、備えることとしている。



1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

- (1)改正民法、改正不動産登記法及び相続土地国庫帰属法への対応
- (2)連合会における独立したシンクタンク機能についての検討
- (3)国等の主催する有識者会議への参画

2 土地家屋調査士制度改革の推進

- (1)土地家屋調査士法改正(次期改正対応含む。)対応
- (2)土地家屋調査士試験制度対応見直し等の検討

3 土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境に関する情報の捕捉と適切な対処

4 学識者との共同研究

5 その他緊急課題への対応

●総務部関係(北村総務部長)

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

- (1)関係法令、会則、諸規程等の検討・整備

①会則、諸規程の改正等について

②会則、諸規則等の改正の検討について

③土地家屋調査士会の会則変更の対応



(2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援

- ①各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について
- ②「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和3年追加)」の作成について
- ③「土地家屋調査士懲戒処分事例集(平成30年4月1日～令和3年3月31日)」の作成について
- (3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応
- (4) 大規模災害対策に関する検討
- 2 連合会業務執行体制の整備・充実
- 3 民間認証局に係る登録局の適正な運営
- 4 情報公開に関する事項
- 5 会館の管理に関する事項

●財務部関係(大久保財務部長)

1 財政の健全化と管理体制の充実

- (1) 予算執行の適正管理
- (2) 中長期的な財政計画の検討
- (3) 土地家屋調査士法人会員に係る連合会の会費の誤納への対応について



2 福利厚生及び共済事業の充実

- (1) 親睦事業の検討及び実施
 - ①写真コンクール
 - ②日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会(今年度は中止)
- (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援
- (3) 国民年金基金への加入の促進

3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

4 令和4年度予算(案)について

●業務部関係(今瀬業務部長)

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

- (1) 土地家屋調査士職務規程に関する事項
- (2) 土地家屋調査士業務取扱要領に関する事項
- (3) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項



2 筆界特定制度の検討及び指導

3 登記測量に関する事項

- (1) 登記基準点についての指導・連絡
- (2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携
- (3) 会員技術向上の検討及び指導
- (4) 関係機関との連携及び協議
- 4 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査に係る検討
- 5 所有者不明土地問題等対応
- 6 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応
- 7 不動産登記情報のオープンデータ化の推進方策に関する対応
- 8 オンライン登記申請への対応
- 9 土地家屋調査士業務取扱要領に係る業務マニュアル等の作成
- 10 表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針について
- 11 地方公共団体に係る筆界特定の申請代理業務について
- 12 GNSS単点観測法による登記引照点測量マニュアルについて

●研修部関係(山崎研修部長)

1 研修の企画・運営・管理・実施

- (1) 専門職能継続学習(CPD)の運用
- (2) 新人研修の実施・検討

- ①令和3年度土地家屋調査士新人研修の実施(6月6日～8日つくば国際会議場)

義務研修に指定後、初めての実施となる令和3年度土地家屋調査士新人研修は、受講者141名中140名が同新人研修を修了した。

- ②令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修の実施
10月6日から予定していた令和3年度第2回新人研修は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、同感染症の感染拡大を防止する観点から、次の日程に延期することとした。

日程：令和4年2月14日(月)～16日(水)

場所：つくば国際会議場

(茨城県つくば市竹園2-20-3)

- (3) 年次研修の実施・検討



(4) eラーニングの拡充・整備と運用

- ①コンテンツ制作の外部委託による拡充・整備
- ②連合会が企画したコンテンツの制作
- ③eラーニングアクセス状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため集合形式による研修実施が困難であり、その代替としてeラーニングの視聴を案内している土地家屋調査士会もあることから、アクセス数が急増している。

(5) 研修体系及び研修の充実の検討

(6) 研修情報の公開の活用・推進

(7) 研修用教材の作成・運用・更新

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

●広報部関係(山本広報部長)

1 広報に関する事項

(1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信

- ①ウェブ広報の充実
- ②広報イベントへの参画

ア. こども霞が関見学デー
令和3年8月18日～

9月18日オンライン開催

イ. 伊能図完成200年記念事業 令和3年4月
16～18日「伊能図完成200年記念の集い」

③広報ツールの作成及び活用

- ア. マンガ小冊子の印刷
- イ. 土地家屋調査士ポスター
- ウ. その他のツール

④「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動

⑤社会貢献事業としての活動

ア. 全国一斉不動産表示登記無料相談会

⑥受験者の拡大に向けた活動

ア. 社会人・補助者に向けた活動

⑦土地家屋調査士白書の作成

(2) 内部に向けた組織強化のための広報

- ①社会連携事業としての組織強化
- ②各土地家屋調査士会及び各ブロック協議会との情報共有

2 会報の編集及び発行に関する事項

(1) 内部に向けた情報の集約と共有

(2) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信

(3) 連合会各部との連携のための情報共有

3 情報の収集に関する事項

(1) 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集

(2) 国際的な視野での業務環境に関する情報収集

(3) 災害への対応と災害復興のための情報収集

4 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業

(1) 登記制度創造プロジェクト

(2) 記念業務提携

(3) 70周年記念誌の作成

●社会事業部関係(浅野社会事業部長)

1 地図の作成及び整備等に関する事項

(1) 登記所備付地図の作成、整備、地図予算の拡充等

(2) 地籍整備事業の情報収集・啓発、第7次国土調査事業十箇年計画への対応

2 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項

(1) ADRに関する情報の収集及び提供

(2) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応

(3) 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携

(4) ODR(オンラインによる紛争解決手続)の推進

3 日本司法支援センター(法テラス)に関する事項

4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項

5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

(1) 所有者不明土地問題に関する情報収集及び提供(地域福利増進事業への参画等)

(2) 防災関係の情報収集及び提供(住家の被害認定事業等)

(3) 土地家屋調査士関連業務の推進に関する事項

(4) 一人法人を含めた土地家屋調査士法人のJV等の在り方について検討

●研究所関係(城戸崎研究所長)

1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

(1) 土地家屋調査士法第25条第2項に関する研究

(2) 最新技術に関する研究

(3) 不動産取引に関する研究



(4) 地籍調査に関する研究

2 地籍に関する学術的・学際的研究

(1) 地籍問題研究会との連携

(2) 日本登記法学会との連携

(3) 関連学術団体との研究交流

3 各部等との連携

4 会長から付託された事項の研究(研究所の研究体制の整備等)

●土地家屋調査士特別研修運営委員会関係(山崎研修部長)

1 第16回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

(1) 法務大臣の指定(令和3年6月15日指定)

(2) 特別研修の実施

(3) 実施に係る助成

2 第17回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

(1) 実施日程

第17回土地家屋調査士特別研修は、次のとおり実施する予定である。

＜第17回実施予定＞

基礎研修 令和4年7月8日(金)～10日(日)

グループ研修 令和4年7月11日(月)～8月18日(木)

※ただし、課題提出日は、令和4年8月3日(水)

集合研修・総合講義 令和4年8月19日(金)～21日(日)

考査 令和4年9月3日(土)

(2) 実施会場

第16回に引き続き、あらかじめ会場を設置する地域を受講者に示した形で会場設置を行う予定である。なお、映像教材についても第16回同様インターネットを利用した配信形式による予定としている。

6 連合会が取り組んでいる事項等の説明

●令和3年度政策・予算要望について

次の項目について説明された。

- 1 登記所備付地図(不動産登記法第14条第1項)作成作業の促進と予算措置の確保について
- 2 表題部所有者不明土地の解消に関する施策の予算措置の確保について
- 3 筆界特定手続に関する予算措置の確保について
- 4 狹隘道路解消に係る予算の創設及び国による統

一的な制度、基準の策定について

- 5 公共嘱託登記土地家屋調査士協会が「筆界を明らかにする業務」を行うこと及び筆界特定手続の代理人となることを可能とする法改正について
- 6 所有者不明土地問題に関する諸施策への土地家屋調査士の活用について
- 7 民法・不動産登記法改正による所有者不明土地発生予防及び新たな制度の周知広報について
- 8 国の施策実施における土地家屋調査士の活用について
- 9 地籍調査事業の予算拡充及び土地家屋調査士の活用について
- 10 登記関連事務に関連するシステムの改修について
- 11 所有者探索を円滑に進めるための施策について

●日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)等について

日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正に関する説明がされ、新型コロナウイルス感染症感染拡大や災害発生により、通常の「会場に出席して行う総会」ができない場合の総会を想定した規則改正に関する説明が行われた。

●表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針(案)について

筆界確認情報の取得が困難な場合にも、円滑な不動産取引が可能となる登記の運用を行い、申請人の負担を軽減することを目的として、法務省民事局民事第二課において、筆界確認情報の取扱いに関する指針が作成されており、土地家屋調査士の業務にも大きな影響を及ぼし得るものであることから、意見交換が行われた。

●土地家屋調査士業務取扱要領に係る業務マニュアル等の作成方針及びスケジュールについて

業務部の令和3年度事業計画に基づき、「(仮称)一筆地における測量作業事例集」、「(仮称)登記基準点(認定を含まない)設置マニュアル」及び「(仮称)業務報酬に関するガイドブック」を作成に関する意見交換が行われた。なお、「一筆地測量」については、当初計画していた事例集の作成ではなく、マニュアルを作成する方針が示された。主に、作成スケジュールに関して協議が行われた。

2日目

前日の続きから行われた。

●令和4年度に実施予定の「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」について

令和4年度に実施を予定している「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」における設問内容及び実施方法等について協議が行われ、意見交換では、回収率の高い静岡会の手法が紹介された。

土地家屋調査



●地方公共団体に係る筆界特定の申請代理業務について

不動産登記法が改正され、地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たときは、筆界特定登記官に対し、当該対象土地の筆界(不動産登記法第14条第1項の地図に表示されないものに限る。)について、筆界特定の申請をすることができることになった。本改正は、地籍調査事業において筆界が不明である場合に筆界特定制度を利用して筆界を明らかにすることを目的としてされたものであるが、地方公共団体からは、地籍調査事業以外においても、筆界特定制度の利用が可能となることを求められている。

地方公共団体が筆界特定申請をすることについて、潜在的な需要の有無やその見込まれる件数などの情報交換行われた。協議事項としては、行政側の意見収集の重要性等の協議があった。

7 意見交換・情報交換

連合会からの提案議題への質問・要望は、34項目の質疑があった。それ以外の会務に関することでは、個人情報保護に係る情報共有について、法人に

ついて、事業継承について、基準点の運用について、会員管理の在り方について、年次研修の実施状況等についての意見交換・情報交換が行われた。

8 閉会の言葉

鈴木貴志副会長から閉会の辞が述べられ、会議が締め括られた。



おわりに

今回の全国会長会議では、質問及び要望が事前提出分だけで34項目もあったが、連合会からそれぞれ丁寧な説明が行われた。当日寄せられた協議事項では、特に、規則77条に係る基本三角点等に基づく測量の成果に関する各土地家屋調査士会の地域性や多様性のある情報交換は、非常に有意義であると感じた。電子会議と集合型会議のハイブリッド型で行われた会議であったが、スムーズな進行だった。両日会場にて傍聴させていただいた私としては、集合型の会議の良さを改めて感じた二日間となった。

広報員 石瀬正毅(東京会)



電子契約・電子署名の概要と課題Ⅳ

国立国会図書館 調査及び立法考査局 経済産業課

すずき あやこ
鈴木 絢子

はじめに

I 電子契約

II 電子署名

III 新しい電子署名サービス

IV 法的効果に関する見解と課題

おわりに

出典：国立国会図書館

「電子契約・電子署名の概要と課題(執筆者：鈴木絢子)」

『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1135 (2021.2.4)

< https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11629563_po_1135.pdf?contentNo=1 >

3 今後の課題

(1) 身元確認の要否

実際の裁判において、電子署名法第3条の推定効が認められるためには、本人による電子署名であると認められること(Ⅱ章1節(2)の(ウ))が必要であり、3条Q&AのQ4では、「電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性が確認される(いわゆる利用者の身元確認がなされる)ことが重要な要素になると考えられる」としている。したがって、(ウ)の認定に当たり、サービス事業者による利用者の身元確認は必要であるか否かが問題となる⁵²。特に、当事者の電子署名を用いない立会人署名型のサービス事業者や利用者にとっては、重要な論点となろう。

オンラインサービスを利用するユーザーの本人確認には、ID・パスワードや生体認証などを用いて、ユーザーが実際にサービスを利用していることを確認する「本人認証」と、公的身分証等を用いて、実際にその行為を行うユーザーが実在する特定の存在であることを確認する「身元確認」がある。オンラインサービスの性質によっては、なりすましや複数のアカウント保有による犯罪等を防止するため、本人認証に加え身元確認も同時に行うことが重要となる⁵³。

第3条の推定効を得るために「身元確認」まで必要かについては、識者の間でも見解が分かれている。

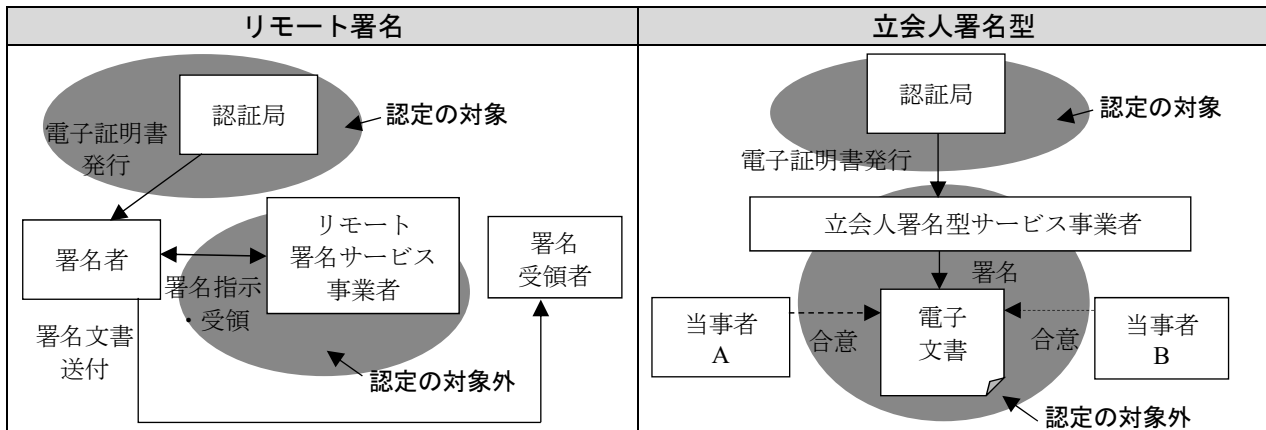
立法経緯や同法施行規則に照らすと身元確認までは求められていないとの意見⁵⁴や、郵送等の非対面での公的身分証を活用した身元確認が必要との意見⁵⁵、また、政策判断として身元確認を求めるならば、法的安定性の観点から、行政解釈によるのではなく法改正をすべきとの意見⁵⁶がある。いずれにしても、確立した見解はなく、電子署名を安定的に利用しようとする立場からは、今後の明確化が期待される。

(2) 特定認証業務の認定制度

Ⅱ章3節で述べたとおり、特定認証業務のうち、一定の認定基準を満たしている者は主務大臣の認定を受けることができるが、認定認証業務の数は令和2年10月時点で9業務にとどまっている。

認定認証業務は、認定の基準として、証明書を発行する本人の身元確認と、証明書と鍵を本人に結び付ける作業に関して非常に高いハードルを課している。厳しい認定基準は、電子署名の利用における不正等を防止する効果があるが、利用する者にとっては利便性や迅速性が損なわれるため、結果として利用が増えない事態が生じている⁵⁷。認定認証局から発行された電子証明書は、ここ10年は年間30～35万枚程度で頭打ちとなっており、用途も地方自治体の電子入札等が主で、電子契約用途は少ないとされる⁵⁸。

図5 電子署名法における特定認証業務の認定対象



(注) なお、認定認証業務を行う事業者が、非認定認証業務としてリモート署名を提供している例はある。
 (出典) 日本トラストテクノロジー協議会「リモート署名ガイドライン」2020.4.30, pp.18-19. 日本ネットワークセキュリティ協会ウェブサイト <https://www.jnsa.org/result/jt2a/data/RemoteSignatureGuide_All-r1.pdf> を基に筆者作成。

現行の電子署名法が認定の対象としているのは認証業務であり、リモート署名や立会人署名型の電子署名サービスは認定の対象とはなっていない(図5)⁵⁹。

そもそも認定制度は、「認定を受けている認証機関を利用すれば基本的には推定効は受けられる」という利用者の予見可能性のために設けられたとされるが⁶⁰、リモート署名や立会人署名型の電子署名サービスが認定制度の枠外に置かれていることにより、これらのサービスを利用する者に予見可能性の恩恵は届いていない。

2条1項Q&A及び3条Q&Aにより、リモート署名及び立会人署名型電子署名の電子署名法上の位置付けは示されたが、これらのサービスを提供する事業者が、認定制度上どのように位置付けられるのかという論点については、今後検討する必要がある⁶¹。

(3) トラストサービスの制度整備

電子署名法の範囲を超えた課題となるが、最後に、トラストサービスについて言及する。トラストサービスとは、オンラインでの人やデータ等の正当性を確認し、なりすましや改ざんを防止するための仕組みであり、電子署名やタイムスタンプもこれに含まれる⁶²。日本では、電子署名以外のトラストサービスが法制化されておらず、信頼性を担保する仕組みがないことが課題となっており、令和元年、総務省のワーキンググループによりトラストサービスの制度整備に向けた論点整理が行われた⁶³。

論点として取り上げられたのは、日本での法的位置付けが不明確なリモート署名とタイムスタンプ

(前述)、eシール等である。eシールとは、電子文書の発信元の組織を示す目的で行われる暗号化等の措置で、社印の電子版のようなものであり、組織名や社名で電子証明をしたい場合に用いられる⁶⁴。

EUでは、先行してこれらのトラストサービスを法制化しており、リモート署名やタイムスタンプも法的位置付けが明確化されている⁶⁵。日本においても、電子取引の安全性や信頼性を確保するため、トラストサービス全般についての制度整備が必要と言えよう⁶⁶。

おわりに

デジタル化の進展とともに様々な電子署名サービスが生まれ、電子署名の概念が多義的になる中、20年前に制定された電子署名法の規定や運用が実態に合致しなくなってきたことは否定し難い。今回関係省庁が、電子署名市場で主流となっているリモート署名や立会人型電子署名に、一定の法的効果が認められる可能性を示したことは、制度と実態の隔たりを埋め、企業の予見可能性を高めることに資するであろう。しかし、これらはあくまで行政解釈であり、具体的な事案について裁判所がどのように解釈するか、今後の動向を注視する必要がある。

電子署名を含むトラストサービスは、電子取引の信頼の基盤となるサービスである。民間取引のデジタル化を進める上で、国内の法制度の更なる整備が期待される。また、米国や欧州では、企業間取引における電子契約や電子署名の利用は一般的になりつつある。

国際的な電子取引への対応も視野に入れ、諸外国の制度との連携や相互運用も将来的な課題と言えよう。

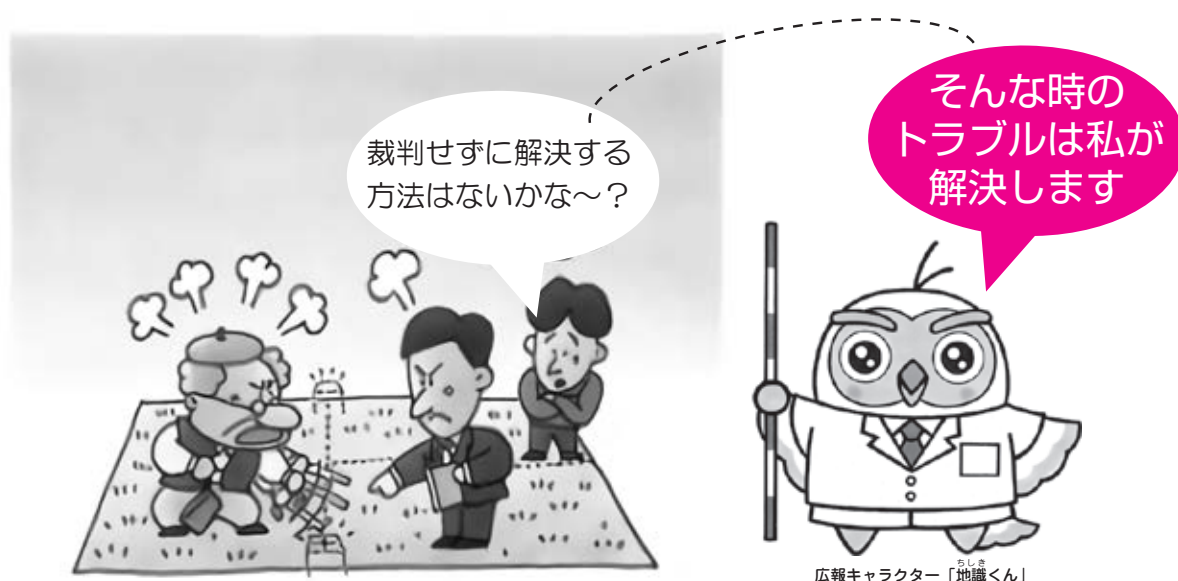
- 52 福岡 前掲注(20) , pp.38-39.
- 53 経済産業省ほか「オンラインサービスにおける身元確認手法の整理に関する検討報告書」2020.3.31, pp.3, 5. <<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200417002/20200417002-3.pdf>>
- 54 福岡 前掲注(20) , pp.38-39.
- 55 「【宮内弁護士監修】立会人型(事業者署名型)の電子契約サービスにおける電子署名法第3条に関する政府見解について」2020.9.16. GMO 電子印鑑 Agree ウェブサイト <<https://www.gmo-agree.com/media/trend/post-116/>> なお、電子署名法は、認定認証業務の要件として、公的身分証等を用いた「利用者の真偽の確認」(いわゆる身元確認)を求めており、非対面での確認手段も郵便(又はそれに準じた手段)に限られる。
- 56 渡部友一郎「電子署名法の再興—20年前の立法者意思とクラウド技術を活用した電子認証サービスの接合—」『Business Law Journal』13巻10号, 2020.10, pp.45-46.
- 57 松本泰「社会基盤としての電子認証と電子署名」『日本印刷学会誌』43巻5号, 2006, pp.3-4.
- 58 「認定認証業務から発行された電子証明書(有効枚数)の推移」電子署名・認証センターウェブサイト <<https://esac.jipdec.or.jp/designated-investigative-organization/index.html#hakkou>>; 経済産業省「平成27年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業(電子署名・認証業務利用促進事業(電子署名及び認証業務に関する調査研究等)) 調査報告書」(平成27年度第4回電子署名法研究会 資料1) 2016.3.25, p.11. <https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/denshishomeihou/pdf/h27_004_01_00.pdf>
- 59 日本トラストテクノロジー協議会 前掲注(39) , pp.17-19; 「トラストサービス検討ワーキンググループ(第13回)議事要旨」(プラットフォームサービスに関する研究会トラストサービス検討ワーキンググループ(第14回)参考資料14-1) 2019.11.8, p.6. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000654837.pdf>
- 60 渡部 前掲注(56) , p.47.
- 61 同上; 「トラストサービス検討ワーキンググループ(第13回)議事要旨」前掲注(59) , p.6. 特に、当事

- 者の電子署名であるリモート署名に関し、日本トラストテクノロジー協議会 前掲注(39) , p.12では、リモート署名サービスに求められるセキュリティレベルを3つに分け、レベル2を認定認証業務と同等の信頼性を達成できるレベルと定めている。このレベルを満たすリモート署名サービスを、認定認証業務の対象とすることは考えられよう。
- 62 電子署名とタイムスタンプ以外のトラストサービスには、eシール、eデリバリー、モノの正当性の確認、ウェブサイト認証等があり、これらのサービスに関連する証明書の生成、検証、照合等を行うことが含まれる。
- 63 プラットフォームサービスに関する研究会トラストサービス検討ワーキンググループ「プラットフォームサービスに関する研究会トラストサービス検討ワーキンググループ中間とりまとめ」2019.8.9, pp.8-9. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000638266.pdf>
- 64 電子署名法は個人での電子署名を前提としており、電子証明書に所属組織や肩書など(組織属性)を載せている認証局もあるが、現行法ではこれらは認定認証業務の認定対象外となっている(同法施行規則第6条第8号)。したがって、組織属性の記述については法律上の保証がないとされる(宮内編著 前掲注(18) , pp.37-38)。
- 65 eIDAS 規則(Regulation (EU) No 910/2014 of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/EC, OJ L 257, 2014.8.28, pp.73-114. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2014/910/oj>>)。電子署名を含む各トラストサービスの共通規則を定めたものであり、2016年7月に施行された。トラストサービスに法的効果を認めるとともに、一定の要件を満たすトラストサービスの提供者を適格トラストサービスプロバイダーとして規定し、EU各国はそれらをトラストリストとして公開することにより、信頼性を担保する仕組みとなっている。
- 66 トラストサービスの制度整備については、総務省の「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」(令和2年4月～)やIT総合戦略本部の下に置かれた「データ戦略タスクフォース」(令和2年10月～)等で検討が進められている。

ADR

民間紛争解決手続代理関係業務

法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！



時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する社会のニーズに対応しよう！

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決するADR認定土地家屋調査士を目指そう！

研修



考査



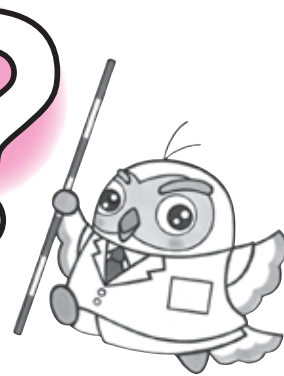
認定

45時間の集中研修で
ADR代理人として
必要な知識を習得します。

研修で培った能力を
検定します。

基準を満たした場合
ADR代理関係業務を
行うのに必要な能力を
有すると認定されます。

特別研修とは？



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円です。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度（2～4万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（映像教材を視聴）

第17回土地家屋調査士特別研修の講義は次のとおり。

憲法（2時間）	ADR代理と専門家責任（2時間）
民法（3時間）	所有権紛争と民事訴訟（4時間）
民事訴訟法（4時間）	筆界確定訴訟の実務（2時間）

2 グループ研修（15時間以上）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第17回特別研修の日程

- 1 基礎研修：令和4年7月8日(金)から10日(日)
- 2 グループ研修：令和4年7月11日(月)から8月18日(木)
- 3 集合研修：令和4年8月19日(金)、20日(土)
- 4 総合講義：令和4年8月21日(日)
- 5 考査：令和4年9月3日(土)



特別研修の受講体験者の声



視野を広げて紛争の予防へ

和歌山会 谷久保浩二会員（第12回特別研修受講・平成28年度）

平成27年度の土地家屋調査士試験に合格し、平成28年2月に土地家屋調査士に登録しました。そのまま、余りよく分からないままに取れるものは取っておこうと軽い気持ちで平成28年度の特別研修を受講しました。研修内容の講義では、法解釈を掘り下げた内容で有意義な時間を過ごすことができ、研修では例題の紛争案件について申立書・答弁書などの作成から和解案の起案まで行い、幅広い視点からの案件解釈を経験することができました。ADR（裁判外紛争解決手続）は境界紛争の解決に用いられる手段の一つですが、筆界・所有権界・占有界や時効取得といった事実関係を総合的に調査・認定・判断をして当事者が歩み寄って紛争解決を目指すものです。我々土地家屋調査士は、この筆界の専門家であるがゆえに筆界に注力し過ぎてしまう傾向があるように感じるようになりました。筆界確認は紛争の予防を最大の目的にしていると考え、現地立会いの際に所有権界・占有界といった部分の説明も十分にしておくことの重要性を改めて認識することができました。一般的な日常の業務から少し離れて、裁判外とはいえ調停という場で行われる手続（紛争の解決）について理解することができました。それは筆界紛争の予防になり、結果的に日常行っている業務のリスク管理につながっていくのではないかと感じました。また、グループ研修では少人数で議論を繰り返すことができたので親交を深めることができ、その後の業務でも相談し合える仲間が増えました。ADR認定土地家屋調査士としての業務が頻繁にあるわけではありませんが、視野を広げることができたと感じるので特別研修を受講してよかったなと思います。

特別研修を受講して

山梨会 米山雅和会員（第14回特別研修受講・令和元年度）

私が特別研修を受講したのは、実務において、まれに土地の境界をめぐる紛争に出くわすことがあり、境界紛争の解決方法の一つとして「民間紛争解決手続」について、土地家屋調査士として制度の特徴を理解し、紛争の早期解決と隣人との良好な関係を築けるような手助けができればと考え、ADR認定土地家屋調査士の特別研修を受講することにいたしました。

特別研修は、大きく分けて四つの構成となっており、「基礎研修」「グループ研修」「集合研修・総合講義（倫理）」「考査」となっております。

「基礎研修」では、ADRの代理人として必要な法的知識として「憲法」「民法」「民事訴訟法」についての研修でしたが、「憲法」「民事訴訟法」については初めて学ぶことも多く、今後も勉強していく必要があると実感した研修でした。

「グループ研修」では、山梨会で一緒に参加した私を含む4名と、私の事務所において、与えられた課題に対して申立書の起案と答弁書の起案を行いました。各自が事前に作成してきた申立書と答弁書を基に議論して課題をまとめ、提出いたしました。

「集合研修・総合講義（倫理）」では、弁護士の先生から申立書と答弁書の例題について作成方法の説明があり、その後各グループで作成した申立書と答弁書について講評を行い、私たちのグループで作成した申立書と答弁書についても記載すべき内容についてご指摘いただきました。

「考査」では、試験日までの間に特別研修で受講した内容と連合会で公表している過去の問題の勉強を行い、考査に臨みました。ギリギリの点数でしたが、無事に合格することができました。今後は、ADR認定土地家屋調査士として「民間紛争解決手続」をはじめ、境界紛争の解決方法として「筆界特定制度」「境界確定訴訟」「民事調停」等それぞれの特性等を理解するため勉強を重ね、紛争の早期解決と隣人との良好な関係を築ける手助けができる土地家屋調査士になれるように努力していきたいと思います。

愛しき 続!! 我が会、我が地元

Vol. 94

富山会 『ラジオ放送ってイネ!』

富山県土地家屋調査士会 中溝 敏之

私は無料相談会の告知などでケーブルテレビやラジオには数分程度の出演をしたことはありますが、我が富山会では趣味である音楽をテーマに週1回レギュラー放送のラジオ番組に出演している中溝会員をご紹介します。

なかなか経験できることではありませんし、趣味とはいえ発信し続けるのはすごいことだと思います。音楽への情熱があふれる姿からは、何も生み出すものを持っていない私にとって大変刺激になりますし、土地家屋調査士の広報活動にもヒントを得られるものがありそうです。

富山県土地家屋調査士会 広報部長 澤田 健

クボジュンさん～「先生、起きてくださいよ! 先生の出番ですよ!」、シマさん～「おはようございます!」、トッチさん～「朝は苦手、まだ眠い」とゆる～い掛け合いから始まる、コミュニティエフエム放送局エフエムいみずで毎週木曜日朝7時30分からの15分番組「いねむり先生はなうたソング」、この私の番組を2019年4月4日からスタートして3年目、放送回数も140回を超えました。現在も絶賛放送中です。コミュニティFMとは市区町村単位で免許されたFMラジオ局で、エフエムいみずは富山県射水市全域と富山市と高岡市の一部が放送エリアです。私は、エフエムいみず番組審議会のメンバーを10年以上やっていて番組について意見を述べていたら、ひょんなことから自分も番組を持つことになりました。当初は率直に言ってイヤでした。しかし、やっていくうちにラジオ番組を作ることの面白さにハマっていききました。「いねむり先生はなうたソング」はアナログレコードが大好きなトッチ(私)、シマ、クボジュンが、その日のキーワードに因んだレコード時代の音楽を紹介する番組です。

タイトルの「いねむり先生」は、説明しだすと、紙面が足りないので、私が尊敬している人達の総称を文学的なニュアンスにしたものだと思ってください。この番組は、私のピアノ師匠佐山雅弘さんとイラストレーター和田誠さんのジャズ&トークコンサート「いつか聴いた歌」をモデルとしました。

私は、70年代80年代の音楽を聞いて育ちました。歌謡曲、アイドル、ロック、洋楽、映画音楽、アニソン、そして近年は、海外でも評価の高いJPOP、歌番組は、生演奏が当たり前、音楽が溢れていた時代、それはまたレコードの時代でもありました。放送でお届けすると懐かしくもあり、当時では、気付かなかった再発見もあります。楽しいし、とても勉強にもなります。番組を担当してみて色々気付くことができました。

何かを発信するには、レギュラー番組でないとダメ! ゲスト出演では、伝わらないということが分かりました。

レギュラー番組は、時間の長い短いにかかわらず番組全体をプロデュースするので、継続する力がリスナーに届きます。私の番組は、継続するために「こだわらない事にこだわる!」を基本に間口の広い音楽番組になっています。前述の歌謡曲、アイドル、ロック、洋楽、映画音楽、アニソン、JPOP 他をその日のキーワードに合わせて取り上げています。意外にこのようなスタンスの音楽番組は無いですよ!

二週間に一度は、新聞のエフエム欄に番組告知があります。5行ほどの告知ですが無料です。目に留まるかどうかは別にして、無料の告知って嬉しいですよ!

そして今年からは、ストリートピアノも弾いています。

最後に過去の放送でお気に入り回を三つ紹介します。

2019年8月1日

第18回「夏色のはなうた」

バリー・マニロウ「コパカバーナ」(1978年7月)
と松本伊代さんの「太陽がいっぱい」(1983年6月)
※キーワード「〇〇色のはなうた」が好みます。

2019年10月24日

第30回「旅するはなうた…」

1974年放送「宇宙戦艦ヤマト」から「宇宙戦艦ヤマト」と「真っ赤なスカーフ」。

2020年10月1日

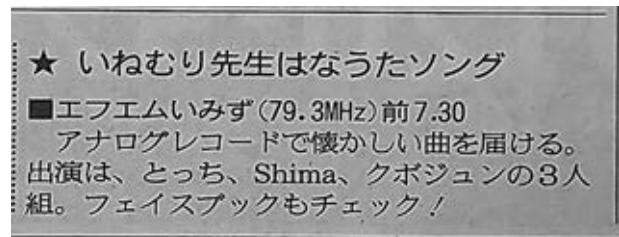
第79回「アンヌと一緒に はなうた」

昭和42年10月1日放送開始の『ウルトラセブン』をトリビュートした内容でお送りしました。タイトルは、ウルトラセブン伝説のヒロイン、ウルトラ警備隊友里アンヌ隊員からです！お届けした曲は、「ウルトラセブンメインタイトル～ウルトラセブンのうた～ウルトラ警備隊の歌」と「ULTRA SEVEN～フルートとピアノの協奏曲(第8話狙われた街より)」

※フェイスブック「Fmいみずラジオ番組 いねむり先生はなうたソング」

<https://www.facebook.com/inenuriteacher/>

こちらのURLをチェックしてみてくださいね。過去の放送を載せてあります(音源は著作権の都合により編集しております。)



北日本新聞 ラジオ放送告知欄(2021年10月21日付)



スタジオ収録風景(右奥が中溝会員)

佐賀会 『佐賀県の名スポット』

佐賀県土地家屋調査士会 井上 航

コロナ禍広まる中、何とか今年は第103回全国高等学校野球選手権大会《甲子園》を開催することができました。今年の甲子園でも数々の好ゲームが続きました。

横浜高校の1年生のサヨナラ逆転ホームランであったり、優勝候補の大阪桐蔭高校に逆転勝ちした近江高校であったり、そして何ととっても決勝の智弁対決であったり、数々の感動を頂きました。

しかしながら、雨での順延が続いたり、宮崎商業高校と東北学院高校の棄権であったり、選抜大会を

優勝した東海大相模高校は、予選大会での棄権であったり、悲しいことも多かったです。

そんな中、私の所属している佐賀県では、東明館高校が甲子園初出場しました。結果は初戦敗退でしたが、ナイスゲームでした。

佐賀県の予選大会では、みどりの森県営球場が舞台となります。佐賀市久保田町に位置し、JR長崎本線、パルーンさが駅の南側にあります。

プロ野球でもたまに試合するほどきれいな球場があります。球場の周辺には広大な公園や自然が盛り

たくさんで、数多くの方が散歩したり、のんびりしたりしています。とてもいいところですので、佐賀

県にお立ち寄りの際は、是非一度訪れてみてはいかがでしょうか。



レフトスタンド側からの風景



県内最大級の芝生広場の公園から見る球場

日調連ウェブサイト更新情報

日調連ウェブサイトを随時更新しています！！
詳しい内容は、当ウェブサイトをご覧ください。



日調連の活動

土地家屋調査士PRポスターデザインコンテスト結果発表

日本土地家屋調査士会連合会(日調連)では、土地家屋調査士やその仕事を広く一般に知っていただくためのPR活動の一環として開催した。学生を対象とした土地家屋調査士PRポスターデザインコンテストの結果を発表しました。

URL <https://www.chosashi.or.jp/activities/pr-poster-result-2021/>

出版物のご紹介

パンフレット・チラシなど

「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」を追加しています。

URL <https://www.chosashi.or.jp/activities/publications/>

お知らせ

日本土地家屋調査士会連合会公式Facebook開設

当連合会における取組や行事の更新情報等の発信を通じて、利用者に当連合会に対する理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることを目的としたFacebookページを開設しましたのでお知らせします。

アカウント名：日本土地家屋調査士会連合会 URL <https://www.facebook.com/tochikaokuchosashi>

令和4年度 明海大学不動産学部総合型選抜 (企業推薦)のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づき、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の総合型選抜(企業推薦)の活用をご検討ください。

出願要領

◎**出願条件**：出願資格(詳細は入試要項をご確認ください)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

(ア) 明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者

(イ) 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者

推薦条件：土地家屋調査士を志望し、大学卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者

◎**試験科目**：小論文及び面接 ※小論文・面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、可否を決定します。

◎**願書受付期間等**

A日程 受付は終了しました。

B日程 (1)願書受付期間…2022年2月22日(火)～3月4日(金)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)

(2)試験日…2022年3月17日(木) (3)合格発表日…2022年3月18日(金)

※募集人員は20名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せください！ 詳細をご確認ください。

入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)

または 明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116 (直)

奨学金制度

本学が指定する語学及び簿記等の資格を入学前の3月末までに取得した者を対象に、入学年度の授業料を減免する奨学制度です。本奨学制度への申請は出願時から入学後の4月まで可能ですので、入学手続を完了した方にも受給のチャンスが広がります。

◎**給付条件**

入学年度の授業料を全額免除	入学年度の授業料を半額免除
実用英語技能検定準1級以上、TOEIC® L&R720点以上、TOEFL (iBT)® 78点以上、GTEC1260点以上、IELTS5.5以上、日商簿記検定試験1級、宅地建物取引士資格試験(旧宅地建物取引主任者試験)のいずれかを取得した者	実用英語技能検定2級、TOEIC® L&R550点以上、TOEFL (iBT)® 57点以上、GTEC1050点以上、IELTS4.0以上、日商簿記検定試験2級のいずれかを取得した者

※申請方法等については、明海大学浦安キャンパス入試事務室 047-355-5116 までご連絡ください。

以上

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



10月16日
～11月15日

連合会が拠点としている水道橋からまっすぐ南に進むと神保町だ。日本を代表する出版社や専門分野の古書を扱う古本屋が軒を並べる、言わずと知れた本の街である。私の親は、私を作家か文学者にしかたつたようで、小学校に入学したときのお祝いは広辞苑の初版であった。磯野家のカツオ君と同じような生き方をしていた当時の私には昼寝用の枕にしかならなかったのを覚えている。その後も、親は口癖のように「本を読め!」と説いていたが、この歳になって、本は読んでおくべきだったとつくづく感じる。神保町の古本屋街には、訪れた人をもタイムスリップさせるような魔力を感じてしまうが、どこの古本屋の店先にも少年時代の私の姿を見付けることはない。しかし、あの広辞苑は今も、私の机の上に鎮座し座右の書として、また、現役の辞書として活躍してくれている。

10月

18日 豊田俊郎参議院議員「豊田俊郎君と語る会」

現役の土地家屋調査士でもある、豊田俊郎参議院議員のセミナーに参加するため、四名の副会長と共に千葉県の幕張に向かう。千葉会からも大勢の土地家屋調査士が出席しており、豊田議員と千葉会そして土地家屋調査士の強い信頼関係を再確認させていた。

18日 令和3年度第1回全国会長会議の議事運営等に係る打合せ

現在の執行部においては、初めてとなる全国会長会議を開催するに当たり、座長をお願いする日野福岡会会長を交えて打合せを行う。リモートで参加の会長と現地に参集して参加される会長、双方に対して丁寧な議事運営を心掛けることを念頭に準備を行う。

18日、19日 令和3年度第1回全国会長会議(電子会議出席者あり)

いまだ、新型コロナウイルス感染症拡大の状況が見通せない中、リモートも活用して、第1回全国会長会議を開催。各土地家屋調査士会の会長は、リモートにて参加の方も、会場にて参加の方も、土地家屋調査士制度を中枢で支える者の責務として、私たちと共に未来を切り拓くための一歩となるべく、活発な提案型の意見交換が展開された。

19日 第3回監査会

全国会長会議に引き続き、監査会が開催され、出席。各部長及び担当副会長と共に監査を受ける。

22日 研究所全体会議(電子会議)

私自身、連合会への関わりのスタートが研究所(当時は研究室)だったこともあって、研究所全体会議はとても楽しみにしている。今回はリモートでの開催となったが、全国から応募していただいた研究員の皆さんが、お互いの意見や成果を面前で語り合える場面を一日も早く提供したい。

23日 令和3年度九州ブロック協議会担当者会同における挨拶

九州ブロック協議会担当者会同の冒頭に時間を頂戴して、挨拶をさせていただく。振り返ってみると、前回会長職を努めた時にも九州ブロックの担当者会同には度々参加させてもらっていた。その頃も、現在も九州の土地家屋調査士の皆さんからは、誠に熱い想いを感じるところである。

25日 第5回理事会(電子会議)

この日は、臨時の理事会を招集。緊急時における連合会総会の開催方法等に関して、先の全国会長会議の議論も踏まえ、連合会として整備すべき事項を中心に協議を行う。

27日 ライカジオシステムズ挨拶応対

測量機器メーカーのライカジオシステムズ株式会社とは、土地家屋調査士制度制定70周年における事業協定を結んでいたこともあり、連合会にご挨拶に来られた。最近の技術革新は、測量機器にも及んでおり、興味深い情報を提供いただいた。

27日 東京法務局長離任挨拶の対応

山西東京法務局長が移動されるに当たり、連合会にもご挨拶をいただいた。新しい赴任地での益々のご活躍をご祈念申し上げた。

28日 連合会長とリモートで話そう！（電子会議）

私から広報部にお願いし、今期、初めて実施した企画である。連合会も連合会長も遠い存在ではなくて、多くの会員の皆さんの顔を見ながら、声を直接聞ける機会を作ってもらった。リモートを活用し、今回は、全国から8名の参加者と意見交換させてもらったが、とても楽しく有意義な時間を過ごせた。次回の予約も埋まっているようで、私が連合会長でいる期間は、継続的に実施してみたいと思う。多くの皆さんの参加を期待したい。

11月

5日 四国ブロック協議会理事会

私の出身母体である、四国ブロック協議会の理事会に参加。四国ブロックの皆さんは、いつも笑顔で迎えてくれる。私からは、連合会が取り組んでいる事項について報告させてもらった。今回の開催地、高知は四国の中でも特に豪快な人が多い印象だが、土地家屋調査士会員も例外ではない感じがする。

9日 根本匠衆議院議員への表敬訪問

この度、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の新会長に就任いただいた、根本匠議員を訪問し、ご挨拶をいたしました。根本議員は福島2区選出の衆議院議員として、先の入札項目の実現にも大きな後押しをいただいた。今後の議員連盟との連携について意見交換をさせていただきました。

9日 政策要望打合せ

各政党の議員連盟に提出し、要望する政策項目と詳細を柳澤、鈴木泰介両副会長と共に協議。今回、準備する予定の政策要望は十項目を数えるが、いずれも私たち土地家屋調査士が、国民の皆さんの生活向上に寄与すべく、対応することが求められる内容だ。

9日 加田裕之法務大臣政務官への表敬訪問

この度、法務大臣政務官に就任された加田裕之先生を表敬訪問。先生の出身地である兵庫会の三嶋会長にも同席してもらった。加田政務官も三嶋兵庫会会長も名前が「裕之」であり、以前からの知り合いとのこと。今後の更なる土地家屋調査士制度へのご協力をお願いさせていただいた。

11日 福岡会「令和3年度第1回全体研修会」

福岡会の研修会には、何かと縁が深く、今回お邪魔させてもらうのがリモートも含めて5度目である。今回は、「土地家屋調査士の将来展望」～私たちのこれから～と題して土地家屋調査士法改正から今日に至る私たちの立ち位置を共有し、近未来の方向性を中心にお伝えさせていただいた。福岡会の皆さん、ありがとうございました。

15日 古川禎久衆議院議員セミナー

岸田新内閣において、法務大臣として入閣された古川禎久議員のセミナーに鈴木泰介副会長、椎名全調政連会長と共に出席。ポストコロナのみならず、この国の未来への大局観を示すことを意識した活動を約束されていたのが印象的であった。

10月

18日、19日

第1回全国会長会議(電子会議出席者あり)

- 1 各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明
- 2 連合会が取り組んでいる事項等の説明
 - (1) 令和3年度政策・予算要望について
 - (2) 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)等について
 - (3) 表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針(案)について
 - (4) 土地家屋調査士業務取扱要領に係る業務マニュアル等の作成方針及びスケジュールについて
 - (5) 令和4年度に実施予定の「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」について
 - (6) 地方公共団体に係る筆界特定の申請代理業務について
- 3 意見交換・情報交換

19日

第3回監査会

20日

第5回社会事業部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和4年度事業計画(案)について
- 2 官民連携ガイドライン(仮称)作成のためのアンケートについて
- 3 令和3年度事業計画の執行について
- 4 法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程解説書の改訂について
- 5 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の開催について
- 6 オンライン相談・調停に関する説明会の開催について
- 7 財産管理人制度への参画について
- 8 土地家屋調査士業務の的確な入札及び発注についての官公署等への啓発について

21日

第6回総務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法人が雇用する使用人土地家屋調査士の事務所について
- 2 社会保険労務士との顧問契約について

第5回研究所会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究所全体会議の議事について
- 2 地籍問題研究会第30回定例研究会及び日本登記法学会第6回研究大会の出席者について
- 3 令和4年度研究所事業計画(案)について

22日

第5回研修部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたオンライン研修会について
- 2 研修に関する調査の実施について
- 3 研修体系の確立について
- 4 令和4年度のeラーニングコンテンツの制作について
- 5 令和4年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)の作成方針について

第1回研究所全体会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和3～4年度研究所の研究について
- 2 令和3年度研究所テーマ会議日時調整について

25日

第5回理事会(電子会議)

<審議事項>

- 1 第79回総会(臨時総会)の開催について

26日、27日

第6回業務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討について
- 4 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について
- 5 土地家屋調査士業務取扱要領に係る業務マニュアル等の作成について
- 6 筆界確認情報の取扱いに関する指針(案)について
- 7 地方公共団体に係る筆界特定の申請代理業務について
- 8 GNSS単点観測法による引照点測量マニュアルについて
- 9 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム(不動産登記)のプログラム

変更について

- 10 令和4年度業務部事業計画(案)について
- 11 令和4年度業務部予算(案)について

27日

第2回日調連技術センター(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 令和3年度事業計画の展開と事業進行について

27日、28日

第5回財務部会

＜協議事項＞

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 会議等における費用助成の基準の一部改正等について
- 5 事務引継書「懸案、留意事項等」への対応について
- 6 令和4年度予算(案)について
- 7 財務部における令和4年度事業計画(案)及び同予算(案)について

28日

第4回特別研修運営委員会(電子会議出席者あり)

＜協議事項＞

- 1 第16回土地家屋調査士特別研修の運営に係る各ブロック協議会からの収支状況報告に対する対応について
- 2 第17回土地家屋調査士特別研修について
- 3 令和4年度特別研修運営委員会事業計画(案)及び同予算(案)について

11月

1日

第3回マニュアル作成等委員会担当者(登記基準点)会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 登記基準点マニュアルの作成について

1日、2日

第4回マニュアル作成等委員会担当者(一筆地測量)(電子会議出席者あり)

＜協議事項＞

- 1 一筆地測量マニュアルの作成について

4日

第4回マニュアル作成等委員会担当者(報酬)(電子会議出席者あり)

＜協議事項＞

- 1 報酬マニュアルの作成について

4日、5日

第5回土地家屋調査士総合研究所(仮称)創設に関する検討PT

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)等を含む独立したシンクタンク機能について

8日

第2回マニュアル作成等委員会(電子会議出席者あり)

＜協議事項＞

- 1 各種マニュアルの作成について

9日

土地家屋調査士総合研究所(仮称)創設に関する検討PT会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)等を含む独立したシンクタンク機能について

9日、10日

第6回研修部会

＜協議事項＞

- 1 会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたオンライン研修会について
- 2 研修に関する調査の実施について
- 3 研修体系の確立について
- 4 令和4年度土地家屋調査士新人研修について
- 5 令和4年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 6 CPD評価検討委員会及び日司連との情報交換会の日程について

第6回社会事業部会

＜協議事項＞

- 1 官民連携ガイドライン(仮称)作成のためのアンケートについて
- 2 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の開催について
- 3 オンライン相談・調停に関する説明会の開催について
- 4 財産管理人制度への参画について
- 5 土地家屋調査士業務の的確な入札及び発注

- についての官公署等への啓発について
- 6 令和4年度事業計画(案)及び同予算(案)について

10日、11日

第7回総務部会

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則及び関係規則等の一部改正について
- 2 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和3年追加)」について
- 3 懲戒処分事例集の作成について
- 4 法定相続情報証明制度に関するQ & Aの見直しについて
- 5 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 6 綱紀委員を対象とした研修について
- 7 土地家屋調査士会への助成について
- 8 第79回総会(臨時総会)の運営等について
- 9 連合会における令和4年度の主要な会議に関する日程(案)について
- 10 令和4年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 11 第一回全国会長会議での質問・要望への対応について

第5回広報部会(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 連合会ウェブサイトの改修について
- 2 特設ウェブサイトの作成について

- 3 ウェブアンケートの結果について
- 4 SNS (YouTube、Facebook)の活用について
- 5 動画の制作について
- 6 ウェブセミナーの実施について
- 7 土地家屋調査士パンフレットの作成について
- 8 日調連パンフレットの作成について
- 9 相続登記に関するパンフレットの作成について
- 10 タグラインのイメージデザインについて
- 11 事業助成会でのイベントの開催について
- 12 転職サイトへの広告掲載について
- 13 社会人・補助者に向けた活動について
- 14 土地家屋調査士会白書の作成について
- 15 銀行担当者向け研修会に関する意見交換会について
- 16 「連合会長とリモートで話そう企画」について
- 17 広報マニュアルの作成について
- 18 会報の編集及び発行に関する事項について
- 19 令和3年度広報員への報償費について
- 20 第78回定時総会で要望があった会報連載記事の冊子化について
- 21 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集について
- 22 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業関係について
- 23 令和4年度の広報部事業計画(案)及び同予算(案)について



全調政連は調査士の明るい未来を築きます

全国土地家屋調査士政治連盟 副会長 加藤 幸男

全国土地家屋調査士政治連盟(全調政連)は国民の皆様のためにある表示登記制度と土地家屋調査士制度のより一層の充実に資することにより昨年、改正された土地家屋調査士法第1条の〔使命〕を全うし、国民の皆様の大切な不動産に係る権利の明確化に寄与するのみならず、地図整備の促進と取引の安全性を担保し、不動産に係る法秩序維持を図り、国民生活の安定と向上を達成するための政治活動を行う目的にて平成13年6月に創設されました。本年度で21年と言う浅い歴史の中で過去の役員の皆様の本当に弛まぬご努力によりその多くの成果がご報告されているところであり、その恩恵を全国約16,000余名の会員の方々が等しく享受されておられます。

平成13年に全調政連創設以来、現在までの政治連盟への入会者とその比率は、表のとおりであり、平成20年をピークに入会率は年々低下しております。

年 度	会員数(人)	入会者数(人)	入会比率(%)
平成14年	18,726	10,281	54.90
20年	17,918	11,108	61.99
25年	17,276	10,146	58.73
30年	16,648	9,573	57.50
令和2年	16,286	9,362	57.48

全調政連は全国50ある単位政連のお支えと政治連盟に入会していただいております会員の温かいご理解とご協力により、日調連共々、土地家屋調査士法第1条の〔使命〕を全うさせていただくための法整備に役員一同頑張らせていただいております。

“俺は政治には関心がない。”とか“俺一人ぐらいいらなくても。”など、その他種々のご事情があらいたことは存じておりますが会員一人、一人のお力が全調政連には必要なのです。今後も土地家屋調査士としてより一層活躍していただける会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

補助者の生活を保障し、ご家族を養い、ご自身も含めてより良い人生と生活設計をしていただくために全調政連は必ず皆様のご期待に添わせていただきます。

全国の会員の皆様と力を合わせて「土地家屋調査士になって良かった。」と思えるような制度にし、明るい将来に向かっての政治活動を行います。

政治連盟創設後、日調連役員の皆様と東京永田町

の衆参両議員会館に政治連盟創設のご挨拶と表敬訪問をした時、多くの議員さんは「土地家屋調査士」という資格者団体とその制度について余りご存知ないことに驚きました。しかし、その後役員の皆様の弛まぬご尽力により現在は土地家屋調査士の存在を多くの議員各位が認識していただいているところであります。

全調政連は現在まで、日調連と共に政治活動を通して制度充実と発展に向けての法整備を図ってまいりましたが、土地家屋調査士法第一条の〔使命〕を全うするためにはより一層の法整備が必要であります。

全調政連の目標は

1. 土地家屋調査士制度の充実発展の立法のための企画立案
2. 国会機関及び各政党との連絡・協調
3. 政治への土地家屋調査士の進出支援
4. 組織の強化と団結及び財政の確立
5. 政治活動への協力と議員連盟設立の推進
6. 国会議員の選挙に対する推薦と支援

であります。

この目標を達成することにより全国16,000余名の会員の皆様の社会的地位の向上を図ることにより事務所経営の安定と発展のもと、心身ともに豊かになって頂けるのです。

今後、まだまだしなければならないことが次のようにたくさんあります。

1. 狭あい道路解消と空き家解消対策への参画
2. 制度充実と発展への法整備
3. 土地家屋調査士としての法的権限の明確化
4. 土地家屋調査士の社会的地位の向上
5. 隣接資格者との業際問題の解消
6. 報酬制度の確立

等です。

我が国は明治以降、大きな社会機構の改革と経済発展の下、現在の豊かな文化生活に至ってはおりますが、今後、社会機構、経済改革等、過去にも増して国家として大きな変革期であると思えます。

私たち土地家屋調査士もその時代の変化に遅れることなく進化をしなければなりません。

今後、日調連と共に全会員が一丸となり、より一層の精進を重ねて、国家、国民のためにお役に立てる資格者になりましょう。



「利用方法は多種多様」

～今後実装されそうなもの杯～

日本土地家屋調査士会連合会 業務部 松本 忠寿

●あなたの事務所の書棚には

何冊の住宅地図がありますか？そして、どのような種類の住宅地図をよく使っていますか？私の事務所の書棚を見てみると7冊の住宅地図があり、縮小版地図（持ち歩きに便利）が3冊、ブルーマップ（公図地区や住居表示地区に必須）が2冊、古い住宅地図（昭和61年もの）が1冊。これらの中で一番よく使っていたのは、やはり古い住宅地図です。それも今持っているものより古いものを使っていました。いつも作業車に乗せて持ち出していたので、ボロボロになり処分しました。なぜ一番古い住宅地図を使っていたのかという理由については、ここで説明しなくとも既に多くの土地家屋調査士の皆様ならお分かりになると推察いたします。それでも最新の住宅地図がどうしても必要な時は、インターネットサービスや役所においてあるものを閲覧していたこともありましたが、「調査士カルテ Map」を利用するようになった平成30(2018)年1月からは、それまで製本された住宅地図に頼っていたところのほとんどが「調査士カルテ Map」で済むことになりました。それも日本全国といった広範囲になったばかりではなく、データベース化された情報をデジタル技術によって検索機能が活用できるようになったのです。しかし、現在のところ、唯一できないものがあるのです。

○勝手に予想！ 今後実装されそうなもの杯

- 1枠1番 ネンダイゴトノレイヤー 57 ▲
(古い年代の住宅地図がデジタル化されてレイヤー管理される。)
- 1枠2番 コジンジョウホウガイジョウホウ 55
(個人情報に該当しない情報群を扱う箱)
- 2枠3番 サブスクリョウキンサゲテオー 57
(期待が上げればオッズは下がる。常識)
- 2枠4番 シーマデビョーガ 55 ○
(点、結線、区画のsimafファイルをインポートでマッピング)
- 3枠5番 チリインチズエーピーアイ 55 △
(地理院地図との連動がされる。)
- 3枠6番 マッピングフクギョー 57
(地形をマッピングする内職はAIの台頭により出走取消)



- 4枠7番 チズオープンデータオー 57 ◎
(地図情報を実装した最強馬)
- 4枠8番 タンイカイバックアップ 55 ×
(個人の思いに配慮し可能な限り有効に活用する最後の味方)
- 5枠9番 スマホ・デ・ポン 55 △
(不動産業界の強者らがうらやむ、これがあればどこでもモテモテ。調査士限定のスマホUI)
- 5枠10番 トーキカンモドーゾドーゾ 55 ×
(登記官にも利用していただくことで将来のヴァーチャルエリア構想一仮想登記所一の手助けとなる。)

●予想をするには○○が必要です。

私の強力なバイアスが掛かってしまいましたが、振り絞って10頭建てることができました。もちろん読者の皆様にもいろんな発想があると思いますので、よろしければ6枠11番以降の出走予想馬を予想馬券と共に寄せください。3年後には予想した中の3項目ないし5項目はゴールしていると思われます。予想をネタに夢のある話も広がりそうです。もちろんそのために必要なことがただ一つだけあります。

日本土地家屋調査士会連合会のウェブサイト内の「会員の広場」にある「土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」」に申し込みボタンがあります。そのボタンをポチッと押下することをお忘れなきよう。申し訳ございませんが土地家屋調査士限定です。

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能！
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷！

地図上で事件簿
管理ができます！

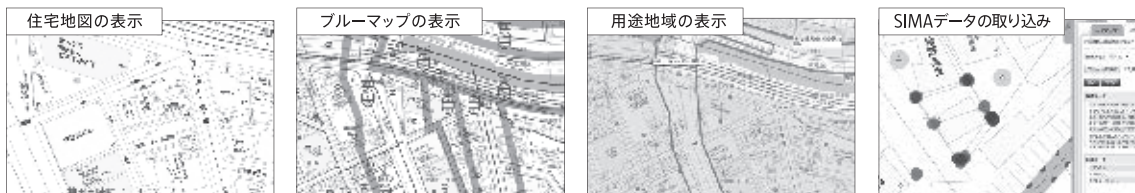
SIMA図示や
多彩な地図検索！



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

地図機能について

「調査士カルテ Map」では、以下地図機能のご利用が可能です。



住宅地図全国閲覧可能

ゼンリン住宅地図を全国閲覧できます。また、ブルーマップ(ゼンリン保有地区のみ)も同時に閲覧できるため、地番での位置確認が簡単にできます。

地図上で事件簿管理が可能

調査情報・関連書類を地図上に登録可能なため、事件簿の一元管理ができます。登録したデータをCSV出力することで年計表作成にも役立ちます。

「調査士カルテ Map」無料お試しID 利用会募集中

先着 **5会限定**

土地家屋調査士会単位で配布しています。

本システムを利用することで、調査情報の保全・継承だけでなく、土地家屋調査士投資の協力体制を強化することで業務を効率化することができます。また、多くの土地家屋調査士が利用することで、業務範囲・市場の拡大や、他業界に向けた情報や知見の発信も可能にします。

通常月額3,300円(税込)のサービスを無料でお試しいただけます。

- ・ Webアプリケーションの為、インターネット環境があればいつでもどこでもご利用が可能です。
- ・ 無料お試しIDは土地家屋調査士会単位で配布致します。集合形式やWeb形式の研修に合わせて本システムの説明会を実施することも可能ですので、是非一度ご相談ください。
- ※本登録いただく場合でも登録月の月末までは無料でご利用いただけます。
- ※無料お試しIDのご利用期間は、ID発行から2ヶ月間です。
- ※無料お試しIDにて登録いただく調査情報は、本登録後のアカウントには継承できません。

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 WEB サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会

調査士カルテ Map

＜連合会 HP 右下の
こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
E-mail kartermap@chosashi.or.jp

「思考回路の変遷と、意思疎通の感激」

日本土地家屋調査士会連合会 顧問 西本 孔昭(土地家屋調査士)

何方もご自分の考え方に、大きな変化を自覚することがあると思います。時にガッカリし、時に大きな勇気を得ます。

『名作に学ぶ四字熟語(千もの言葉よりこの四文字)』桐蔭横浜大学学長の鶴川先生の著書に、ショックを受けました。子供の頃から読書が好きで何冊も読み、世の中で使われる四字熟語なんてほぼ理解していると思い上がっていましたが、この書物に触れ、知ったつもりの四字熟語に「え！そんな背景が」「え！そんな秘めた心意気が！」と次から次へと、浅はかな思いが砕かれました。正しく把握してみると、名作の深みがぐっと変わってくるのは、ショックでした。今、心ある会員さんだけに、条文だろうが言葉だろうが「**字面が読めただけで、中身も分かった顔をするな**」とお伝えしているのにはそんな背景があります。念のために私自身の失敗を、幾つか白状してみます。

若き税務署長植木庚子郎先生が、「これからは各個々の権利の対象となる物件の明確な調査・測量をする人々の独立性を国家資格の確立に…」と税務署嘱託調査員を刺激され、触発された方々が勉強して国会に、各個々の権利の対象となる物件の明確な調査・測量をする人々の独立性と国家資格の確立について、国会に請願され、最初に採択されたのは、79歳になる私の誕生より前のことなのです。それなのに長く法制化されなくて、土地家屋調査士法が制定されたのは、戦後のシャープ税制勧告に基づく国税としての地租から(固定資産税としての)地方税に移行することと共に制定されたのですが、何故法務省が所轄して立ち上げてくれたのでしょうか。当時の大蔵省でもなく、請願運動の発祥からも少し違うような気がしました。この土地家屋調査士が機能して、法務局共々に成長すれば、やがては土地台帳と土地登記を一元化できると考案された法務省のすごい着想に気が付いた時には、限らない尊敬の念が湧きました。

私が世田谷区の土地家屋調査士事務所でアルバイトしていた昭和38年には東京法務局世田谷出張所は、まだ一元化されていませんでした。昭和38年末に登録した地元名古屋法務局でも、一元化された支局・出張所と未了序は半々くらいでした。

愛知会の役員になって半年くらい後に再会した東三河の新城支部の方から、「あんたに投票した一票を返せ」と言われました。支局出張所の統廃合が進められている時期で、山間部の方は不都合を強いられることが多くなる時代でした。「行政審議会でもなんでも言ってくれと信じていたのに」と続けられました。私個人的には、この統廃合の裏にはきっと何か大きな改革が待っているとの予感が、かすかに出来ていて苦しかった思い出です。半面私の地元(東名高速道路名古屋インター近く)には新しい出張所が誕生する矛盾が気になったのでしょうか。ここを拠点として、中部地方各局の登記事項の電子情報化が開始されました。ここまで来れば先駆者の並々ならぬ工夫にも思いが及びます。様々な変革と先輩諸氏の、明確に示されていなかった高い目標も、先年の土地家屋調査士法の改正によってようやく土地家屋調査士の存在が、理想の高さに追い付いたと言えるでしょう。

大学の門をくぐっただけで中退して事務所を開いた私でも、日本土地法学会は温かく(高校時代の恩師が同じというだけで親交の深まった、故大場弁護士さんの応援も受けて、昭和50年頃から裁判所から筆界《境界ではありません》鑑定の業務依頼も増えて)、研究発表や意見を述べさせていただきました。筆界・境界に関する唯一の専門家が考えた紛争解決制度などの提言もしてしまして、東北から無名の私の意見を聞きに来てくださった方には感激しました。その後昭和61年に日調連企画担当者会同で、大西隆弁護士さんの鑑定業務に関する講演会があり、当時の愛知会会長の成澤千勝先生から、ああ西

本君のやってきた鑑定業務にそんな大きな意義があるのか、「会として広めてくれないか」と指示されて愛知県土地家屋調査士会筆界管理鑑定委員会を発足させて、定期的に研修会を開催し、現地での事例も重ねていきました。弁護士会の協力も得て勉強を重ねて、境界問題相談センターの試行までやっていました。

法務省では、平成10年度、11年度に新たな裁判外境界紛争解決策を求めて民事法務協会に諮問されます。「点と点を結ぶ結線情報」なる素晴らしい用語も含めて答申されましたが、私は不満いっぱいでした。それでも法制化への動きが高まる中で、松岡副会長と共にあの高名な先生に呼び出されて、「すまない。最高裁その他の意見から行政処分としての要素を外さざるを得ない。委員会制度にはならないが、これを基に局も会員も勉強し力をつけて更に上を目指そう。」とおっしゃいました。この先生は最高裁まで卒業されましたが、私たちはどうでしょう。発足時の方々と共有した表題登記の過去の誤りを正す唯一の手段としての役割も忘れ、条文の字面を求めていますか。

改めて自分の非力加減を悟り、いろいろな覚悟をも決める時期が来たことも悟っています。字面に囚われない方々のご発展を祈念申し上げます。

また、連合会に出る前から、伊能ウオーク参加などの提案をし、沢山の先輩や仲間のセンスとご尽力に助けられましたが、私の言いつ放しには、悩まれた方も多かったことを退任後に、しみじみ感じ入ることもありました。

毎日言葉を交わし、普段から意思疎通に全く不便を感じない間柄でも、時に理解し合えないことも珍しくありません。でも。「何度思い返しても、真意の理解に至らない」と悩んでくださる純粋な心の先輩(第2代全調政連会長の井上先生)に、「このままでは死んでも死にきれない」から教えてくれないかと、愛媛県の山中で迫られたことがあります。連合会長の時、法改正を前にして衆議院法務委員会にも参議院法務委員会にも参考人招致され、質疑応答も尽くされての最終段階で、法案可決に附帯決議を戴

くことに成功していた最後の大詰めの日でした。法案可決前夜に、夜8時頃池袋のホテルで連合会執行部と政治連盟トップ御二方(井上先生と水上先生)と最後の作戦会議に遅れ気味に、「附帯決議と、順序も表現も全く同一の文面の要望書を作成してきました」と、Mさんと事務局代表が走り込んできました。普段の会長なら、労をねぎらいほめることはあっても、「そんな余分なことはするな」と一蹴したことは何度考えても理解できない、ということでした。

法務省民事局とも協議を重ね、与野党すべての衆・参法務委員会の先生方のご理解を戴いて、附帯決議の中身はこの時の誰もが解っていました。司法書士会や弁護士会の意向も反映されています。

翌日は朝から開会された本会議で、予定どおり可決されました。

では何故、昨夜遅くとも再確認して若干変更した附帯決議案をお伝えしなかったのでしょうか。

一番簡単でつまらない理由は、本会議の朝に、すべての法務委員会の先生方お一人ずつに、変更後の案文を私又は政連会長が直接お渡しして、お願いする時間は有りません。次いで真意は、私たち10項目くらいの要望に、ほかの士業の願いも6乃至8項目ある中で、各先生方の研究と努力によって私たちの分6項目も取り上げて戴いて計8項目とか9項目の要望書に纏めて戴いた附帯決議を伴って法案可決となった法務委員としての先生方の有難みが薄れ、先生方の国政報告も薄くなってしまいうでしょ、と持論を展開しました。

2代目全調政連会長の井上先輩は、「聞いてよかった。感激した。」そして「人知れぬ苦労の連続だったのだよなあ」とおっしゃいました。

私が、駆け引きとか勝負ごとに関する最高の親分と仰ぐ黒下大先輩にも、最後は「おぬしも悪うなったものよ」と、黙ってしかられる役を務めてくださったこともありました。

改めて、先輩諸兄の限らない深謀遠慮と仲間の皆様方の弛まぬ援助そして時には、すごい犠牲的活動にお礼申し上げます。我儘な言動を許していただいた多くの方々に、改めて厚くお礼申し上げます。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和3年10月1日付

埼玉 2747 小川 曜
群馬 1088 中村 良也
群馬 1089 佐藤 博
静岡 1843 黒田 敏美
福井 455 中村 信雄
福井 456 坂下 強
富山 543 藤川 未来
札幌 1227 小川 友哉

令和3年10月11日付

埼玉 2748 岡安 俊憲
千葉 2243 櫛原孝太郎
大阪 3407 富田 芳信
大阪 3408 酒井 敏雄
大阪 3409 古崎 昭博

令和3年10月20日付

熊本 1229 田中 直弘

登録取消し者

令和元年10月22日付

東京 2237 岡田 一幸

令和3年7月6日付

兵庫 1512 川守 秀樹

令和3年8月23日付

埼玉 2294 藤澤 紳

令和3年9月3日付

鹿児島 938 上山 均

令和3年9月18日付

埼玉 888 新 基二
静岡 939 酒井 眞市

令和3年10月1日付

東京 5903 宮地 均

東京 6719 阿部 弘三
東京 7884 落海 一哉
神奈川 2615 長嶋 孝佳
神奈川 2957 堀尾 武史
山梨 215 松山 典久
長野 2330 村山 清茂
新潟 1984 守田 道也
大阪 2260 椋本 幸春
大阪 2633 山本 樹
大阪 3340 三輪 卓也
京都 885 福島 秀幸
兵庫 1666 吉成 五郎
兵庫 1771 増田 忠義
兵庫 2507 後藤慎二郎
滋賀 465 阪田 康樹
愛知 2369 河合 裕一
広島 1880 下原 雅子
福岡 1220 白石 勝馬
長崎 672 神尾 正武
鹿児島 1067 平山 茂樹

令和3年10月11日付

東京 7038 井上 克巳
東京 7635 竹野 尚弥
神奈川 2013 數野 宸明
埼玉 1574 岡田 光雄
埼玉 1674 鈴木 基修
群馬 597 大武 仁作
静岡 868 佐塚 次郎
静岡 961 尾崎 正徳
静岡 1305 鈴木 優
静岡 1312 佐野 文明
静岡 1424 宮澤 正規
静岡 1500 大橋 隆久
長野 2200 横井 輝章
大阪 1732 谷野 勝美
大阪 1803 野間 豊史
大阪 2176 芳多 正行
大阪 2288 與倉 郁朗
大阪 2460 関戸 正司

大阪 3405 天野 雅之
兵庫 1873 松田 修
滋賀 360 井上 真二
愛知 2003 板津 幹男
愛知 2338 林 研二
愛知 2683 大津 龍太
愛知 3013 佐藤 暢高
三重 722 朝日奈 晰
広島 1581 菅 弘昭
大分 700 清水 増夫
宮城 705 大山 明政
福島 709 永井 壽久
札幌 675 楠 税
札幌 1197 白澤 良市
旭川 142 南 利昌
釧路 259 林原 安弘
愛媛 477 汐崎 洋介

令和3年10月20日付

東京 7549 大木 謙
埼玉 2433 萩原 史彦
群馬 647 斉藤 昭夫
京都 472 乾 倬一郎
愛知 1659 仙田 辰男
岐阜 1004 松井 政明
福岡 1877 中村 大基
熊本 778 西 熊雄
福島 1152 加藤 隆一

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和3年10月1日付

埼玉 2747 小川 曜
高知 666 山本 亮

令和3年10月11日付

滋賀 459 北浦 広大

令和3年 秋の叙勲・黄綬褒章

おめでとございます。



旭日小綬章

西本 聡士（山口県土地家屋調査士会）

昭和52年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴44年
山口会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成26年法務大臣表彰等、70歳



黄綬褒章

小宮 清隆（佐賀県土地家屋調査士会）

平成3年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴30年
佐賀会常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成29年法務大臣表彰等、59歳



黄綬褒章

鈴木 優（元静岡県土地家屋調査士会会員）

昭和59年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年
静岡会理事、同常任理事、同副会長を歴任
令和2年法務大臣表彰等、66歳



黄綬褒章

池畑 信也（三重県土地家屋調査士会）

昭和62年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴34年
三重会理事、同副会長、同会長を歴任
令和2年法務大臣表彰等、67歳



黄綬褒章

尾栢 榮三（神奈川県土地家屋調査士会）

昭和56年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年
神奈川会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成24年法務大臣表彰等、75歳



黄綬褒章

奥田 一高（神奈川県土地家屋調査士会）

平成5年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴28年
神奈川会理事、同常任理事、同副会長を歴任
令和2年法務大臣表彰等、70歳



黄綬褒章

岡村 浩史（鳥取県土地家屋調査士会）

昭和50年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴46年
鳥取会理事を歴任
平成28年法務大臣表彰等、72歳

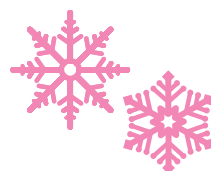


黄綬褒章

鈴木 純（山梨県土地家屋調査士会）

昭和54年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年
山梨会理事、同副会長を歴任
平成29年法務大臣表彰等、69歳

※受章者の年令・歴は、令和3年11月3日
発令日現在です。



「懐手」

深谷 健吾

決断の間合ひを計り懐手^{ふたて}
親を呼ぶ声かも知れず虎落笛^{もがりふえ}
煤逃げの親子ばつたり喫茶店
短日や流れ細めて長良川

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

肩書きの取れし名刺や秋うらら
山の灯が仄かに潤む星月夜
老残^{ろうざん}や逝く友またも秋の雨
友を訪ふ庭の熟れたる柿下げて

茨城 中原ひそむ

父母に亡き月日を生きて杖の秋
湖波立て霞ヶ浦の秋夕焼^{ゆき}
さびれゆく田舎の町や残る菊
帰り花うつろひ易き世を生きて

山形 柏屋 敏秋

大仏の後光となりぬ秋夕焼
舟をこぐ老いたる母や秋日和
不景氣に溜息深き秋の夜
菊花展ロビーを飾る村役場

岐阜 堀越 貞有

空半分海半分や雪岬
高層のビルの谷間の虎落笛
お世辞など一言もなくおでん酒
初雪や傘をかしげてすれ違ふ

今月の作品から

深谷 健吾

老残や逝く友またも秋の雨

島田 操

「秋の雨」は、秋の季語。秋に降る雨は、低温を伴って長雨になりやすく、陰気な感じである。九月上旬から十月中旬にかけて、真夏の亜熱帯高気圧が南へ退き、寒帯高気圧が北から張り出して、その境にいわゆる秋雨前線が停滞する。梅雨に似た気象配置で、秋霖・秋微雨といった長雨になって秋出水を引き起こすこともある。天高く秋麗^{しゅうれい}といった明るい季節の暗い反面である。どちらかといえば、秋は雨になりやすく天気は悪い時季で、心浮きたため、沈んだわびしい日が続く。「老残」とは、老いぼれて生き残ること。昨今の高齢化社会には世の常か、寂しいかぎりである。提句は、上五・中七に対して季語の「秋の雨」が良く効いた素晴らしい一句である。

中原ひそむ

さびれゆく田舎の町や残る菊

「残る菊」とは、秋の季語「菊」の傍題。日本を代表する花であり、皇室の紋章にもなっている。はなの美しさは平安貴族の心をとらえ、藤原家の全盛時代に菊の栽培が流行し、全国に広まった。庶民の間では江戸時代に一般化し現在まで続いている。秋が深まって咲き残っているのを残菊・残る菊、晩秋に咲き出す品種を晩菊と称し、晩秋にひっそり咲き残っている菊のこと。それぞれ咲き盛る菊にはない趣を有している。昨今の少子化・高齢化社会における地方の現況を活写した見事な時事俳句である。

菊花展ロビーを飾る村役場

柏屋 敏秋

「菊花展」とは、秋の季語「菊」の傍題。菊の愛好家による菊の品評会・展示会のこと。菊作りは、一般庶民の間で人気があり、愛好家も年々増加し続けていると聞く。菊花展も全国各地で開催され、秋の風物詩のひとつとなっている。提句は、観光地の公園での大菊花展でなく、村役場のロビーでの開催。村ならではの趣のある菊花展である。小さくても村総出の盛大な菊花展を活写した素晴らしい一句である。

堀越 貞有

お世辞など一言もなくおでん酒

「おでん酒」とは、冬の季語「おでん」の傍題。古くは豆腐を串刺しにしてあぶって、味噌をつけたものを田楽と称した。次いで蒟蒻^{こんぷ}を用い、菜飯^{さいめ}田楽が流行してから蒟蒻やその他大根・竹輪・はんぺんと種類を増して串に刺して煮込まれるおでんになった。現在では串を使わずに、各種のタネが豊富にたっぷりとした煮汁で煮込まれるようになった。醤油で濃く味付けしたものを関東煮^{かんとうこ}、塩・薄口醤油で薄味にしたものを上方風と区別されている。冬の夜の町のおでん屋の屋台に寄って熱燗で暖を取るの、今でも愛され続けている。おでんを囲んだ懐旧談には、お世辞などは一切いらない。酒が入ってくるとどまるところを知らない。おでんに酒は、冬の夜の人の心を温めてくれる雰囲気がある。おでん屋の風景を活写した佳句である。

【師走】

早いもので令和3年最後の会報誌の発刊となります。本年を振り返ってみると、新型コロナウイルスに翻弄された1年でした。

連合会においては、新体制に引き継がれた直後に、東京をはじめとする幾つかの都道府県に緊急事態宣言が発令され、集合形式での会議を開催することができませんでした。初めて顔を合わせる人がほとんどで、ウェブによる会議が基本となりました。本号では第1回全国会長会議の様子が掲載されております。新規感染者数が落ち着いてきていましたが、予断を許さない状況から、会場と電子会議での参加による開催となりました。この会議の中でも、通常総会が開催できない場合の会則の改正について議論がされました。世の中ではウェブでの会議が通常になりつつありますが、やはり顔を合わせての会議はコミュニケーションを深めるためにも重要であると思います。

また、本誌には、連合会顧問(元連合会長)である西本孔昭先生に執筆を頂いております。西本先生においては、紙面にもありますが、私が広報員になったばかりの頃に、「名作に学ぶ四字熟語」や「日本史の謎は地形で解ける」などの本をご紹介いただきました。右も左も分からなかった私に対し、丁寧に接してくださり感謝しております。ありがとうございます。

年末になると仕事や行事などで慌ただしくなりますが、健康に留意してなんとか乗り切っていきたいところです。お正月もすぐそこまで来ており、この時くらいはゆっくりできそうなので待ち遠しいです…。慌ただしい中にも癒しの時間を楽しみに過ごしましょう。

第6波が来ないことを願いつつ、良い年になりますように。

広報部次長 久保智則(長野会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社